

「日医標準レセプトソフト」

平成 29 年 10 月診療報酬改定対応
(入院時生活療養の窓口負担変更)

初版

2017 年 9 月 21 日

日本医師会 ORCA 管理機構

= 目次 =

■入院時生活療養の窓口負担変更	2
1. 居住費（環境療養標準負担額）の見直し	2
2. 境界層患者の食費について	2
3. 境界層患者のレセプト記載について	2
4. レセプト電算提出用データの記録条件仕様変更について	2
5. レセプト処理時のチェック追加について（平成 29 年 10 月診療分以降）	3
【参考】平成 29 年 9 月迄の入院時生活療養標準負担額	3
【参考】平成 29 年 10 月以降の入院時生活療養標準負担額	4
〔点数マスタ〕平成 29 年 10 月からの新設予定	5
〔点数マスタ〕平成 29 年 10 月 1 日からの変更予定	5

■入院時生活療養の窓口負担変更

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、医療療養病床に入院する 65 歳以上の患者の生活療養標準負担額が見直されます。見直しは平成 29 年 10 月、平成 30 年 4 月の 2 段階で実施され、併せて境界層該当患者についての食費、居住費が改められます。(境界層患者の登録は平成 29 年 6 月に患者登録画面のパッチ提供済み。)

プログラム更新及びマスタ更新を実施することで、平成 30 年 3 月までの算定について見直し後の算定を行います。

平成 30 年 4 月以降の算定については平成 30 年 3 月に対応予定です。

1. 居住費（環境療養標準負担額）の見直し

1 日あたりの居住費が以下のように見直されます。

	平成 29 年 9 月迄	平成 29 年 10 月～ 平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月～
医療区分 I	320 円	370 円	370 円
医療区分 II・III (指定難病の患者除く)	0 円	200 円	370 円
・ 指定難病患者 ・ 老齢福祉年金受給者 ・ 境界層該当	0 円	0 円	0 円

2. 境界層患者の食費について

医療療養病床に入院する 65 歳以上の境界層該当患者の食事負担額は 1 食あたり 100 円となります。

3. 境界層患者のレセプト記載について

境界層に該当する患者のレセプト「摘要」欄に「境界層該当」と記載を行います。

レセプト「摘要」欄記載は平成 29 年 10 月にパッチ対応予定です。

4. レセプト電算提出用データの記録条件仕様変更について

平成 29 年 10 月以降、「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区コード」の記録内容が変更となります。

http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/file/spec/28kiroku_mente170808.pdf

【別表の内容欄変更に伴う対応】

外来分	高額療養費が現物給付された高齢者レセプトであり、該当者が低所得 1、かつ、老齢福祉年金受給者の場合、平成 29 年 9 月診療分までは「4」を記録していたが、平成 29 年 10 月診療分以降は「3」を記録する。
入院分	高齢者レセプトであり、該当者が低所得 1、かつ、老齢福祉年金受給者の場合、平成 29 年 9 月診療分までは「4」を記録していたが、平成 29 年 10 月診療分以降は、生活療養費の算定がある場合のみ「4」を記録し、生活療養費の算定がない場合は「3」を記録する。

5. レセプト処理時のチェック追加について（平成 29 年 10 月診療分以降）

70 歳未満の患者で低所得 1 の「標準負担額減額開始日」に入力がある患者について請求誤りを防ぐ為、レセプト処理時に

「適用できない低所得 1 の入力有 [患者番号 : XXXXX] 【仮収納データ作成】」

のエラーメッセージを表示し処理を停止します。（70 歳未満で後期高齢者の患者は除く）

以下の業務も同様のチェックを行います。

業務名	エラーメッセージ
退院登録	負担金計算に失敗しました。適用できない低所得 1 の入力があります
退院時仮計算	負担金計算に失敗しました。適用できない低所得 1 の入力があります
定期請求	適用できない低所得 1 の入力があります [患者番号 : XXXXX] 【X 期 : 収納データ作成】
データチェック	患者負担額が計算できません。適用できない低所得 1 の入力があります
退院時仮計算情報返却 (API)	負担金計算に失敗しました。適用できない低所得 1 の入力があります (エラーコード:07)

【参考】平成 29 年 9 月迄の入院時生活療養標準負担額

対象者の分類				標準負担額	
				居住費	食費
医療区分 I	一般所得者	入院時生活療養 (I)		320 円	460 円
		入院時生活療養 (II)		320 円	420 円
	65 歳以上 70 歳未満	低所得者 (区分才)		320 円	210 円
	70 歳以上	低所得者 II		320 円	210 円
		低所得者 I		320 円	130 円
			老齢福祉年金受給者	0 円	100 円
医療区分 II・III	一般所得者			0 円	360 円
		精神 1 年超		0 円	260 円
		指定難病患者		0 円	260 円
	65 歳以上 70 歳未満	低所得者 (区分才)	入院日数 90 日以下	0 円	210 円
			入院日数 90 日超	0 円	160 円
	70 歳以上	低所得者 II	入院日数 90 日以下	0 円	210 円
			入院日数 90 日超	0 円	160 円
		低所得者 I		0 円	100 円

【参考】平成 29 年 10 月以降の入院時生活療養標準負担額

(青枠は金額変更、赤字は算定コード新設)

対象者の分類				標準負担額	
				居住費	食費
医療区分Ⅰ	一般所得者		入院時生活療養（Ⅰ）	370 円	460 円
			入院時生活療養（Ⅱ）	370 円	420 円
	65 歳以上 70 歳未満	低所得者（区分才）		370 円	210 円
			境界層該当	0 円	100 円
	70 歳以上	低所得者Ⅱ		370 円	210 円
				370 円	130 円
		低所得者Ⅰ	境界層該当	0 円	100 円
			老齢福祉年金受給者	0 円	100 円
医療区分Ⅱ・Ⅲ	一般所得者			200 円	360 円
			精神 1 年超	200 円	260 円
			指定難病患者	0 円	260 円
	65 歳以上 70 歳未満	低所得者（区分才）	入院日数 90 日以下	200 円	210 円
			指定難病患者	0 円	210 円
			入院日数 90 日超	200 円	160 円
			指定難病患者	0 円	160 円
			境界層該当	0 円	100 円
	70 歳以上	低所得者Ⅱ	入院日数 90 日以下	200 円	210 円
			指定難病患者	0 円	210 円
			入院日数 90 日超	200 円	160 円
			指定難病患者	0 円	160 円
		低所得者Ⅰ		200 円	100 円
			指定難病患者	0 円	100 円
			境界層該当	0 円	100 円
			老齢福祉年金受給者	0 円	100 円

〔点数マスタ〕平成 29 年 10 月からの新設予定

診療行為コード	名 称	金額
197003810	生活・環境負担額（医療区分 2・3）	200円
197003910	生活・食事負担額（低）	210円
197004010	生活・食事負担額（境界層該当）（低）	100円
197004110	生活・食事負担額（境界層該当）（低 1）	100円
197004210	生活・食事負担額（医療区分 2・3）（低・90 日以下）	210円
197004310	生活・食事負担額（指定難病）（医療区分 2・3）（低・90 日以下）	210円
197004410	生活・食事負担額（医療区分 2・3）（低・90 日超）	160円
197004510	生活・食事負担額（指定難病）（医療区分 2・3）（低・90 日超）	160円
197004610	生活・食事負担額（境界層該当）（医療区分 2・3）（低）	100円
197004710	生活・食事負担額（指定難病・医療区分 2・3）（低 2・90 日以下）	210円
197004810	生活・食事負担額（指定難病）（医療区分 2・3）（低 2・90 日超）	160円
197004910	生活・食事負担額（指定難病）（医療区分 2・3）（低 1）	100円
197005010	生活・食事負担額（境界層該当）（医療区分 2・3）（低 1）	100円

低＝低所得者（区分才）

低 2＝低所得者Ⅱ

低 1＝低所得者Ⅰ

※参照元：診療情報提供サービスに掲載の新設予定コード

〔点数マスタ〕平成 29 年 10 月 1 日からの変更予定

診療行為コード	名 称	金額	
		変更前	変更後
197001910	生活療養環境療養標準負担額	320円	370円